

令和 5 年度

茨木市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

茨 木 市 監 査 委 員

茨 監 第 4 6 3 号
令和 6 年 8 月 21 日

茨 木 市 長
福 岡 洋 一 様

茨木市監査委員	定 兼	徹
同	伊 藤 真 紀	
同	畑 中 剛	
同	松 本 泰 典	

令和 5 年度茨木市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度茨木市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しました。なお、審査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月16日から令和6年8月6日まで

第3 審査の着眼点

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の正否に着眼点を置き、実施しました。

第4 審査の実施内容

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数確認を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、いずれも正確であるものと認めました。

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25
実質公債費比率	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.7	25.0
将来負担比率	—	—	—	350.0

注：実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額を上回る充当可能財源等があるため、それぞれ「—」と表示しています。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道等事業会計	—	—	—	20.0

注：資金不足比率は資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示しています。